

遺失物の取扱要領

- 1 花と緑のふれあいセンター(仮称)(以下「センター」という。)内において遺失物を拾得した場合の取扱については、遺失物法その他法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 2 センターの職員が遺失物を拾得したとき又はセンターの職員以外の者(以下「拾得者」という。)から拾得された物件の引渡しを受けたときは、遺失物処理簿(第1号様式)に必要な事項を記入し、拾得者に対しては拾得物受取書(第2号様式)を交付する。
 - (1) 遺失物の遺失者又は所有者が判明しないときは、遺失物を拾得した旨、センター内に放送を行うとともに、所定の場所に遺失物拾得の掲示(第3号様式)を、引渡しを受けた日から5日間行う。
 - (2)(1)による期間内に遺失者又は所有者が判明しないときは、遺失物拾得届(第4号様式)を添え、平塚警察署長へ拾得物を差し出し、拾得物の預り書の交付を受ける。
 - (3)(2)により交付を受けた拾得物の預り書について、拾得者があるときは、拾得者に当該預り書を郵送する。
- 3 平塚警察署長に提出した物件のうち、センターの職員が拾得したものについて、遺失物法第10条第1項及び民法第240条の規定により、所有権を取得した場合は、センターを管理する事業者が、必要な収納事務を行うものとする。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

第2号様式

拾得物受取書 (拾得者交付)

整理番号

届出日時	平成 年 月 日 時 分
拾得日時	平成 年 月 日 時 分
拾得場所 (分かりやすく)	

物	現金	総額		内 訳		
		円	枚	円	枚	
		_____円		円	枚	
		円	枚	円	枚	
		円	枚	円	枚	
		円	枚	円	枚	
件	物 品	種 類	数 量・形 状・模 様・特 徴 等			数 量
						点
		合 計				点

上記のとおり拾得物件を受け取りました。

拾得者 殿

(事業者名)

センターにおいて今日から5日間、遺失物を拾得した旨の掲示を行います。期間中に遺失者が判明した場合は、拾得された方に連絡を取るよう指示いたします。その際あなたの連絡先(電話番号等)を教えますので、あらかじめご承知おきください。また交付いたしました「拾得物受取書」をお返しいただくこととなります。

あなたが拾得した遺失物はセンター内で遺失者が判明しない場合、平塚警察署へ引き渡します。

警察署へ引き渡した場合、平塚警察署から「拾得物預り書」が交付されます。「拾得物預り書」は、郵送しますので、「拾得者注意事項」を読んで、その指示に従ってください。

取扱職員名

落とし物のお知らせ

と き	と ころ	し な も の
年 月 日 年 月 日 年 月 日		
お心当たりの方は、 お申し出ください。		

まで

拾 得 届			
拾得の 日時場所	平成 年 月 日 時 分 において		
現 金	金 _____ 円 内訳		円 枚 円 枚 円 枚 円 枚 円 枚 円 枚
品 物	種 類	形 状・模 様・特 徴 など	数 量
<p>拾得者の</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所</p> <p style="margin-left: 40px;">氏 名</p>			
<p>上記のとおりお届けします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>平塚警察署長殿</p> <p style="text-align: right;">(事業者名)</p>			